評価療養、患者申出療養又は選定療養の内容及び費用に関する掲示

厚生労働大臣が定める「評価療養」と「選定療養」について

健康保険法の一部改正（平成18年法律第83号）により、
従来の特定療養費制度が見直されました。

これにより、医療の適正かつ効率的な提供を目的として、次の２つの制度が新たに整備されました。

1. 評価療養
   保険給付の対象とすべきかどうか評価するために、適切な医療の提供状況を確認する必要がある療養です。

CHIKAKUNO
PHARMACY

2. 選定療養
   特別な病室の提供など、被保険者が希望に応じて選択できる療養です。

これらの療養を受けた場合、療養全体の費用のうち、基礎的な部分は保険給付の対象となり、特別料金に相当する部分は患者様の自己負担となります。これにより、患者様がより幅広い選択肢を持つことが可能になります。

なお、これらの療養の取扱いについては、それぞれに定められたルールに従う必要があります。

薬局サービスに係わる料金について

日頃より、当薬局をご利用いただきありがとうございます。

これまでも、薬局で行うサービスについては、なるべくご利用いただく皆様の負担にならないよう努力を重ねてきたところですが、健康保険の対象とならない一部のサービスについては、患者様から料金をお願いすることとなりました。

何卒現状をお察しの上、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

＜健康保険の対象とならないサービスについて＞

1. 容器代（水剤容器、軟膏容器、スポイト）　…　50円
2. 患者希望に基づく服薬カレンダーの提供　…　100円

CHIKAKUNO PHARMACY

チカクノ薬局

「個別の調剤報酬算定項目の分かる明細書」の発行について

当薬局では、医療の透明化やみなさまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、「個別の調剤報酬算定項目の分かる明細書」を無料で発行しています。

明細書には、調剤した薬剤名、調剤技術や薬学管理に関する項目が記載されますので、その点、ご理解いただき明細の発行を希望されない方は、窓口にその旨お申し出ください。

何かご不明な点がございましたら、お気軽にお得ねください。

※平成30年より公費負担医療で自己負担が発生しない患者様についても明細書の発行が義務付けられております。

CHIKAKUNO
PHARMACY

調剤管理料、服薬管理指導料に関する掲示

調剤管理料

患者様やご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、
アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画（RMP）、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行った上で、患者様ごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方の提案を行います。

服薬管理指導料

患者様ごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、
薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し説明を行っています。薬剤服用歴等を参照しつつ、患者様の服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。
薬剤交付後においても、患者様の服薬状況、服薬期間中の体調の変化等について、継続的な確認のため必要に応じて指導等を実施しています。

チカクノ薬局

指定居宅療養管理指導事業所について （1）

事業所名　　：チカクノ薬局

指定事業所番号　　：0840144836

事業所住所　　：茨城県水戸市城東1-3-8 イソラヴェラ1-B
電話番号　　：029-306-7375

運営方針

　要支援・要介護状態等にある利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、医師の指示にもとづいて薬剤師が訪問して薬剤管理をいたします。

指定居宅療養管理指導の内容

1. 主治医との連携のもとに、薬学的な管理指導と薬学的管理計画に基づく指導。
2. 居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）への、居宅サービス計画の作成等に必要な情報の提供。
3. 要介護者または家族への、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言。
4. その他、療養生活向上のための指導・助言等。

従事者

　薬剤師２名（常勤１名、非常勤１名）

営業日及び営業時間

　月～金曜日　８：３０～１７：３０

指定居宅療養管理指導事業所について （2）

利用料

①介護保険報酬に応じた利用者負担額をいただきます。
　但し公費により負担が変わる場合があります。
②居宅療養管理指導に要した交通費等については、
　実費をいただきます。

虐待防止のための措置に関する事項

高齢者虐待防止のための指針参照

苦情処理

居宅療養管理指導等に関わる苦情が発生した場合は、迅速かつ適切に対処するよう、必要な措置を講じます。

その他運営に関する重要事項

①健康保険法、介護保険法等を遵守し、業務を行います。
②個人情報に関しては運営規定により利用者に相談の上慎重に
　対処いたします。

高齢者虐待防止のための指針（１）

1.基本方針

チカクノ薬局（以下「事業所」という。）は、利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、老人福祉法及び介護保険法等の趣旨を踏まえるとともに、「高齢者虐待防止法」に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定する。

2.高齢者虐待の定義

1. 身体的虐待
   暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える、又はその恐れのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

2. 介護・世話の放棄放任（ネグレクト）
   意図的であるか結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

3. 心理的虐待
   脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

4. 性的虐待
   利用者にわいせつな行為をすること、又は利用者にわいせつな行為をさせること。

5. 経済的虐待
   利用者の財産を不当に処分すること、又は不当に財産上の利益を得ること。

高齢者虐待防止のための指針（２）

3.虐待防止のための検討委員会の設置

事業所は、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、虐待防止検討委員会（以下、委員会）を設置する。

4.虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止を徹底する内容とする。

5.虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。

6.虐待等が発生した場合の相談報告体制

利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。

7.成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者または家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

高齢者虐待防止のための指針（３）

8.虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等の苦情相談については、苦情受付者は受け付けた内容を管理者に報告する。

9.利用者等に対する指針の閲覧

求めに応じていつでも事業所内で本指針を閲覧できるようにする。また、ホームページにも公開し、利用者及び家族等がいつでも自由に閲覧できるようにする。

CHIKAKUNO
PHARMACY

本指針は、令和７年１１月１日から施行する。

チカクノ薬局

オンライン服薬指導に関するご案内

当薬局では、患者様の利便性向上のため、オンライン服薬指導を実 施しております。 ご利用にあたっては、以下の内容をご確認ください。

オンライン服薬指導の予約方法

- オンライン服薬指導は予約制となっております。
- 事前のご予約は**LINE**にて承ります。

オンライン服薬指導の方法

- オンライン服薬指導は**LINE**を使用して行います。
- ご利用にはスマートフォンやパソコン等、通信可能な端末が必要です。

薬剤の配送方法

- 薬剤は**ヤマト運輸**または**日本郵便**にて配送します。
- 配送の日時指定も可能ですので、ご予約時にご相談ください。

費用の支払方法

- 費用は**オンライン決済（クレジットカード）**にてお支払いただきます。
- 商品受取時の代金引換は行っておりません。

お問合せ・ご予約

- ご不明点は薬局までお問合せください。
- LINEアカウント：[@761gxuxe]

LINE

特掲診療料の施設基準

- 調剤基本料１
- 特定薬剤管理指導加算２
- 連携強化加算
- 地域支援 医薬品供給対応体制加算１
- 電子的調剤情報連携体制整備加算
- 無菌製剤処理加算
- 在宅患者訪問薬剤管理指導料
- 在宅中心静脈栄養法加算
- 在宅患者医療用麻酔持続注射療法加算
- 在宅薬学総合体制加算１
- 服薬管理指導料の注１

連携強化加算

当薬局は、厚生労働大臣が定める連携強化加算を算定する薬局で、災害や新興感染症発生時において、関係機関と連携し、医薬品の供給や衛生管理等に係る対応を行います。

対応概要：

- 新興感染症対策に係る検査キットの販売
- 新型コロナウイルス感染症治療薬の準備と対応
- 保健所等が行う疫学調査への協力
- 災害時における薬剤師派遣等に係る薬剤師会からの協力要請への対応　等

CHIKAKUNO PHARMACY

電子的調剤情報連携体制整備加算

当薬局では電子的調剤情報連携体制整備加算を算定しております。

- オンライン資格確認システムを通じて患者様の診療情報や薬剤情報等を取得し、調剤・服薬指導等を行う際に同意いただいた情報を閲覧し活用をしています。
- マイナンバーカードを健康保険証（マイナ保険証）として利用することを促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- 電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用する等、医療DXに係る取組を実施しています。

CHIKAKUNO
PHARMACY

地域支援・医薬品供給対応体制加算１

当薬局は、厚生労働大臣が定める「地域支援・医薬品供給対応体制加算１」を算定する薬局で、後発医薬品の調剤を積極的に行っております

CHIKAKUNO
PHARMACY

無菌製剤処理加算

当薬局は、中心静脈栄養法輸液、麻薬などに対する無菌調剤に対応しています。

（下記の通り、無菌製剤処理加算の基準を満たしております。）

- 当薬局は2名以上の保険薬剤師が在籍しています
- 無菌製剤を処理するための設備を設置しています。

CHIKAKUNO
PHARMACY

在宅薬学総合体制加算１

当薬局では在宅薬学総合体制加算１を算定しております。

- 24時間対応：
  24時間調剤及び在宅業務に対応。地方公共団体等に周知を行っています。
- 研修：
  調剤従事者の資質向上を図るため、定期的な研修・学会などで研究発表を行っています。
- 医療材料、衛生資材の供給：
  医療材料および衛生資材を供給ができる体制があります。
- かかりつけ薬剤師：
  服薬管理指導料の注1の届出をしています。
- 麻薬：
  麻薬小売業の免許を受けています。
- 在宅医療：
  在宅業務体制の整備と実績があります。

CHIKAKUNO PHARMACY

服薬管理指導料の注１

当薬局は、以下の基準を満たす薬剤師が、患者様の同意を得て服薬管理指導料の注１を算定いたします。

- 保険薬剤師の経験3年以上
- 週31時間以上の勤務
- 当薬局へ6ヶ月以上在籍
- 研修認定薬剤師の取得
- 医療に係る地域活動の取組への参画

患者様の「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用していただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも、処方箋をまとめて受け付けることで、使用している薬の情報を一元的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明をいたします。

夜間・休日等加算の対象時間

【夜間・休日等加算の対象時間】

平日	19:00 ~ 閉店まで
土曜日	13:00 ~ 閉店まで
休日	1月 2日 ~ 1月 3日
	12月29日 ~ 12月31日

【営業時間外の時間外調剤料について】

時間外加算	18:00 ~ 22:00 / 6:00 ~ 8:00
深夜加算	22:00 ~ 6:00
休日加算	日曜日・祝日・
	年末年始（12月29日 ~ 翌年1月3日）

CHIKAKUNO PHARMACY

チカクノ薬局

訪問薬剤管理指導に関するご案内

【介護保険の方】

居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

- 同一建物居住者（2～9人）　：　379 単位/回
- 同一建物居住者（10人以上）　：　342 単位/回
- 同一建物居住者以外　：　518 単位/回

※自己負担金については自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

CHIKAKUNO PHARMACY

【医療保険の方】

在宅患者訪問薬剤管理指導

- 同一建物居住者（2～9人）　：　320 単位/回
- 同一建物居住者（10人以上）　：　290 単位/回
- 同一建物居住者以外　：　650 単位/回

※自己負担金については自己負担率により金額が変わります。